

## 中長期的な機能別・横断的法制の在り方

2024 年 6 月

金 融 法 務 研 究 会

## は し が き

本報告書は、本研究会第1分科会における2021年度・2022年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2021年度・2022年度は「中長期的な機能別・横断的法制の在り方」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「横断的金融法制はなぜ必要か」（岩原紳作担当）、第2章で「機能別・横断的な決済法制の構築に向けた課題—資金決済法の柔構造化の現状と将来」（加藤貴仁担当）、第3章で「資金供与分野の横断的法制に関するいくつかの論点」（神作裕之担当）、第4章で「資産運用分野に関する横断的な法制」（神田秀樹担当）、第5章で「預かる取引」（森下哲朗担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、本報告書の基本的問題関心である、機能別・横断的金融法制がなぜ必要かについて総論的検討を行った。第2章においては、相次ぐ改正により複雑化した資金決済に関する法律（資金決済法）の全体構造を改めて俯瞰し、機能別・横断的な決済法制の構築に向けた課題を確認した。第3章においては、資金供与分野における機能的・横断的規制について考察する際には、一定の信用供与の機能を営む業務にまで射程を広げる必要があるのではないか、その場合には柔軟化された規制体系を構想する必要があるのではないかという観点から、若干の検討を試みた。第4章においては、横断的な資産運用法制に関する若干の問題について検討を行った。第5章においては、預金の位置付けのほか、金融サービスの提供者が顧客から金融資産を預かるといった機能を持つ取引について横断的に検討している。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方々にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第1分科会では、2023年度は「有価証券関連担保」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2024年6月  
金融法務研究会座長  
神 作 裕 之